

長野県中小企業振興審議会委員 公募要領

1 趣旨

長野県中小企業振興審議会は、中小企業の振興に関する重要事項について調査審議を行うため、長野県附属機関条例の規定に基づいて設置する組織です。県民の皆様の御意見を幅広くお聞きし、産業労働行政に反映させるため、当審議会の委員を募集します。

[審議会の概要]

設置根拠		長野県附属機関条例(令和2年3月19日長野県条例第3号)
調査審議事項		(1) 中小企業の振興対策に関する事項 (2) その他の中小企業の振興に関する重要事項
委 員	人数	15名以内
	構成	商工業者、金融機関の代表者、学識経験者
	任期	2年(令和8年4月1日～令和10年3月31日)
	報酬等	長野県の規定に基づいて報酬及び旅費を支給します。
その他		会議は原則として公開します。(会議の傍聴、会議結果の公表)

2 募集人数

2名以内

3 応募資格

次の条件の全てを満たす人とします。

- (1) 長野県内に居住し、令和8年4月1日現在で満20歳以上であること
- (2) 長野県の産業の振興に関心を持ち、今後の方向性や県の施策について意見を表明できること
- (3) 年数回開催する会議に出席できること(会議は平日昼間の開催を予定しています。)

4 応募方法

令和8年3月5日(木)まで(消印有効)に、次の書類を長野県産業労働部産業政策課企画担当あてにメール送付若しくは郵送してください。

○応募書(所定様式)

○論文「人手不足や物価高騰など、環境の変化を踏まえた中小企業の振興策について」
(任意様式、1,200字程度)

※書類は返却しません。収集した個人情報は、選考の目的でのみ利用します。

〈応募先〉

メール: sansei@pref.nagano.lg.jp ※タイトルに【委員応募書類送付】と記載してください。

郵送: 〒380-8570(住所記入不要) 長野県産業労働部産業政策課企画担当

※封筒に「委員応募書類在中」と朱書してください。

(電話: 026-235-7205(直通))

5 選考方法等

- (1) 書類審査により選考します。なお、必要に応じて面接を行うこととし、その際は対象者に別途お知らせします。
- (2) 選考結果を応募者にお知らせします。